

# みんなで築こう 人権の世紀

～12月4日から10日までは人権週間～

この機会に、一人一人が自分らしく生きる大切な権利「人権」について考えてみましょう。

## 人権相談…一人で悩んでいませんか？

いじめ、差別、虐待、セクハラ、モラハラ、配偶者やパートナーからの暴力、近隣間のトラブルなど、一人で悩まずご相談ください。

### ◆人権擁護委員による人権相談◆

人権センター(メディアライヴ2階)では毎月第3水曜日、多度地区市民センターでは毎月第3木曜日、長島地区市民センターでは毎月第3火曜日、人権擁護委員による人権相談を行っています。相談は無料で、相談内容についての秘密は厳守されます。

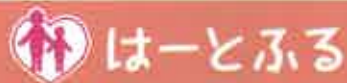
※12月は4日に3か所で同時に実施します。

### ◆市の職員による人権相談◆

※市の職員による人権相談は常時行っております。



## 桑名市人権センター



「差別のない明るい都市・桑名」の実現を目指して、あらゆる差別をなくしていくための拠点施設として、次の事業を行っています。

- 人権に関するパネル展示
- 人権に関する冊子の発行及び提供
- 講演会やイベント開催等の啓発活動
- 人権に関する相談
- 人権に関するビデオ・図書の出し
- 人権に関する調査・研究及び情報の発信

差別落書き・差別チラシを見つけれたら下記まで連絡してください。

- 平日 人権政策課 ☎24-1193
- 夜間・休日 警備員室 ☎24-1279・1280

再生紙を使用しています。

# 人権週間

12月4日～10日

# 変わりたい みているだけの 自分から

(桑名市人権標語入選作品)



人権イメージキャラクター  
人KEN まる君



人権イメージキャラクター  
人KEN あゆみちゃん

桑名市

人権尊重宣言・差別撤廃条例制定都市

# 世界人権宣言と人権週間

世界人権宣言は、1948年12月10日にパリで開かれた国連総会で採択されました。2つの世界的な大戦争をもう二度と起こさないため、そして世界が平和であるためには、国境や民族にこだわらずに、みんなが自分と同じ人間だとみとめて、その人の権利をお互いに大切にしようことが必要だということで、意見が一致したのです。



そして、1950年に世界人権宣言をより意義のあるものにするために、毎年12月10日を「人権デー」とし、国連加盟国等が人権を守るための活動をすることを決めました。

日本でも12月10日を最終日とする1週間を「人権週間」とし、広く人権の大切さについて啓発を行っています。

今年(ことし)は世界人権宣言からちょうど70年(ねん)です。この「人権週間」を機会(きかい)に、もう一度(いちど)「人権宣言」の意義(いぎ)を考え(かんが)え、「人権の大切さ(たいせつさ)」や「かけがえのない命(いのち)」について考えてみませんか。部落差別(ぶらくさべつ)をはじめとするあらゆる差別(さべつ)のない社会(しゃかい)をみんなで築(きず)きましょう。

## 世界人権宣言(抄)



**第1条** すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

**第2条1** すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

# 人権尊重都市宣言

私たちは、だれでも平和のうちに人権が尊重される自由で幸せな生活をしたいと願っています。しかしながら、現実の社会生活においては、今なおさまざまな人権侵害事象が見られるところであり、これを解決することは私たちに課せられた緊急の課題であります。

今こそ、人間の自由と平等の精神を徹底し、差別のない民主的で明るく住みよい社会を築いて行かねばなりません。よって、私たちは、市民一人ひとりが自らの人権意識を高め、すべての人々の人権が守られる都市の実現を期し、ここに桑名市を「人権尊重都市」とすることを宣言します。

平成17年10月5日 桑名市

## 桑名市における部落差別撤廃及びあらゆる差別撤廃に関する条例(抜粋)

**(目的)**  
**第1条**

この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念及び同対策審議会答申の精神に則り、市の責務、市民の責務など桑名市における部落差別撤廃及びあらゆる差別撤廃(以下「差別撤廃」という。)に必要な事項を定めることにより、差別のない明るい都市・桑名の実現に寄与することを目的とする。

**(市の責務)**

**第2条** 市は、前条の目的に鑑み、差別撤廃のために必要な環境改善対策に関する事業を、迅速かつ効果的に実現させるとともに、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育文化の向上及び人権擁護の施策を積極的に推進し、被差別住民の生活の安定と地位の向上に努めるものとする。

**(市民の責務)**

**第3条**  
**2** 市民は、部落差別及び人権侵害に関する行為をしてはならない。  
市民は、相互に基本的人権を尊重し、国及び地方公共団体が実施する差別撤廃に関する施策に協力するよう努めなければならない。

施行の日 平成16年12月6日